

## アスリート助成金の事務処理に関する手続細則

公益社団法人日本ボクシング連盟（以下、「日連」という。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）のスポーツ振興基金助成金（アスリート助成）の申請を行うに当たり、補助金等の適切な運用に関する規程に従うほか、以下の手続きを経るものとする。

1. 事務局は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という。）からの募集案内を受領した場合は、強化委員会に対しその旨を通知する。
2. 強化委員会は、助成対象となる選手（以下、「助成対象選手」という。）を選定し、事務局に通知する。
3. 事務局は、助成対象選手に対し、期限を定めて計画書の作成を指示する。
4. 助成対象選手は、事務局に対し、計画書を所定の期限内に提出する。
5. 助成対象選手から計画書の提出を受けた事務局は、計画書を強化委員会に付議する。
6. 強化委員会は計画書を審議し、妥当であると判断した場合には、強化委員会担当理事または専務理事を経て、理事会へ議案として計画書を提出する。
7. 理事会は、計画書を審議し、その可否を決議する。
8. 事務局は、JOC に対し、理事会が可決した計画書に必要書類を添えて速やかに提出するとともに、JOC からの指示に対して適切に対応する。
9. 事務局は、JSC から助成対象者決定を受けた場合、助成対象選手に対し、速やかにその旨を通知するとともに、期限を定めて資料の熟読、E ラーニングの受講並びに申請書及び誓約書の作成を指示する。
10. 助成対象選手は、資料の熟読、E ラーニングの受講後、事務局に対し、申請書及び誓約書を所定の期限内に提出する。
11. 事務局は、JSC に対し、助成対象選手が提出した申請書及び誓約書を速やかに提出するとともに、JSC からの指示に対して適切に対応する。
12. 事務局は、JSC から交付決定を受けた場合、助成対象選手に対し、速やかにその旨を通知するとともに、期限を定めて報告書の作成を指示する。
13. 助成対象選手は、事務局に対し、報告書を所定の期限内に提出する。
14. 助成対象選手から報告書の提出を受けた事務局は、報告書を強化委員会に付議する。
15. 強化委員会は、報告書を審議し、妥当であると判断した場合には、事務局に対し、報告書を送付する。
16. 強化委員会から報告書の送付を受けた事務局は、JOC に対し、報告書に必要書類を添えて速やかに提出するとともに、JOC からの指示に対して適切に対応する。
17. 助成対象選手の指導者は、助成対象選手による計画書及び報告書の作成に際し、助言等を行い、助成対象選手が所定の期限内に適切な計画書及び報告書を提出することができ

るよう努めなければならない。

18. 本細則の改廃は、理事会によるものとする。

19. この規定は、令和2年10月31日から施行する。